

## 愛玩動物看護師法の制定と今後の取組み —チーム獣医療の連携推進に向けて (II)—

### 認定試験機関から国家試験指定機関への期待と課題 (その1)

酒井健夫<sup>†</sup> (一財)動物看護師統一認定機構 代表理事 機構長,  
(公社)日本獣医師会 顧問, 日本大学 名誉教授)



#### 1 動物看護師が活躍する獣医療の今日

愛玩動物看護師法は、第198通常国会において、衆議院では2019年(令和元年)6月13日に、参議院では同6月21日に、議員立法として全会一致で可決成立し、同年6月28日に公布された。

小動物獣医療分野における動物看護業務の国家資格化は、獣医療関係者の長年の願いであった。動物看護師が専門職業人として獣医療チームに参加し、国民が求める高度かつ最新、安全で安心な獣医療業務に貢献できること、また法的根拠に基づく社会的地位が確保できることは、動物看護師の将来が大いに期待されるものである。

なお、現在小動物獣医療分野に従事している動物看護師をはじめ、大学や専門学校で動物看護学を修学している学生が、円滑に愛玩動物看護師国家試験を受験できるよう支援するために、本法の附則には経過措置が規定されている。

本稿では、これまで動物看護業務に従事してきた方々を「動物看護師」、その中で本機構の統一認定試験に合格し、登録されている方々を「認定動物看護師」、また今後、愛玩動物看護師法に関わる方々を「愛玩動物看護師」として記述した。

農林水産省に届け出ている全国の都道府県別飼育動物診療施設は、2019年(平成31年)3月8日現在、15,950施設であり、その中で小動物診療施設(開設届出資料では「小動物、その他」に区分されるが、本稿では以下「動物病院」と称する)は11,981施設で、届出全体の75.1%を占めている[1]。

また、これらの動物病院で診療に従事する獣医師が1名の施設は、7,639施設(63.8%)、2名は2,435施設

(20.3%)、3名は725施設(6.1%)、4名は364施設(3.0%)、5名は223施設(1.9%)、6名は144施設(1.2%)、7名は83施設(0.7%)、8名は63施設(0.5%)、9名は52施設(0.4%)、10名以上は253施設(2.1%)である[1]。

すなわち、獣医療法第2条2項に定める動物病院の規模は、その約64%が獣医師1名で診療を行う動物病院であり、それに獣医師2名で診療を行う動物病院約20%を加えても、わが国の動物病院の84%は、獣医師が1~2名勤務する小規模施設である。その動物病院は、さまざまな愛玩動物の外科、内科、皮膚科、眼科等をはじめ、全ての傷病を診療の対象とする「かかりつけ動物病院」として地域社会に貢献している。

「かかりつけ動物病院」は、全ての診療分野が含まれるため、広範な獣医療の知識と技術が求められ、その動物病院で診療補助に当たる動物看護師には、全ての診療分野の補助に関する知識と技術が求められる。また、その「かかりつけ動物病院」と連携して活動している二次診療動物病院や専門診療病院に従事する動物看護師には、専門性に特化した知識と技術が求められる。

一方、獣医師が10名以上で診療に当たる大規模動物病院は、全動物病院の2.1%であり、これに8名以上の獣医師が診療に取り組んでいる動物病院を含めると、動物病院全体の3.0%に相当し、近年、これらの大規模な動物病院が増加している傾向にある。その背景には愛玩動物は家族の一員、人生の伴侶であるという意識から、高度な獣医療を求める飼い主が多く、MRI(核磁気共鳴画像法)、CT(コンピュータ断層撮影法)及びPET(陽電子放出断層撮影)等を用いた検査、またリニアック装置(放射線治療装置)を用いた治療等、さらに最新で高度な医療機器や専門獣医療技術を求める傾向にある。そのため、難治性疾患に詳しい先進獣医療の取組み、専門性を確立した獣医師で構成される二次診療が主体の動物

<sup>†</sup> 連絡責任者：酒井健夫(動物看護師統一認定機構)

〒113-0033 文京区本郷5-23-13 タムラビル8階

☎ 03-5805-6061 FAX 03-5805-6062

E-mail: jhhmy095@ybb.ne.jp

病院，24時間対応型の救急救命動物病院，また特殊診療に特化した専門動物病院が増加してきた。

このように，全国で11,981施設の動物病院に，15,774人の獣医師が診療に従事しているが，獣医療に従事している動物看護師の人数は，十分に把握されていない [2]。農林水産省が2019年（令和元年）11月25日に公表した獣医師法第22条の届出状況によれば2018年（平成30年）の犬猫を診療対象とする獣医師は15,774名であるので，仮に獣医師1名に対して動物看護師2名で獣医療チームを構成しているとした場合，動物看護師は31,548名と推定される。一方，2020年（令和2年）8月1日現在，動物看護師統一認定機構に登録されている認定動物看護師数は，25,224名であり [3]，認定動物看護師として登録せずに獣医療の補助業務に従事しているケースがあると考えられるので，早急に全ての動物病院を対象に，動物看護師の人数を把握したいと考える。

今後は，これらの動物看護師が，愛玩動物看護師法に基づく国家試験に合格し，小動物病院で獣医師と獣医療チームを構成し，愛玩動物看護師として活躍されることを願ってやまない。

## 2 愛玩動物看護師法の成立までの経緯

動物看護師は，アニマルヘルステクニシャン（Animal Health Technician : AHT）または動物衛生看護師，ベテリナリーナース（Veterinary Nurse : VN），ベテリナリーテクニシャン（Veterinary Technician : VT），獣医師補助者，動物医療補助者，動物看護士，動物看護職等とさまざまな名称で呼ばれてきた。

動物病院で診療の補助を業務とする動物看護師は，職業として誕生してからおよそ半世紀の歴史があり，今後，愛玩動物看護師が獣医療チームの重要なメンバーとなって活躍するには，関係機関及び関係者の一層の支援と協力が必要である。本稿では日本獣医師会の通常総会議案書及び日本獣医師会雑誌掲載の会議報告記事を中心に，愛玩動物看護師法の成立までの歩みを，私見を交えてまとめた（表1）。

1970年（昭和45年）～1987年（昭和62年）頃は，動物看護師養成機関での教育内容の不備が指摘された時代であった。この時代は，日本の高度経済成長期にあり，豊かさの象徴であるペットブームが到来した時期であった。特に小型室内犬のブームに伴い動物病院も急増し，診療の補助も獣医師自身の家族から専門職としての動物看護師が求められるようになり，その動物看護師を養成する機関が次々に設置された。それに伴い，動物看護師の養成内容や教育制度が機関ごとにまちまちで，多くの問題点が指摘されるようになった。しかし，これらの

課題を積極的に解決する状況には至らなかった。

1987年（昭和62年）～1997年（平成9年）頃は，動物看護師の養成や修了認定のあり方を検討し，職域の確立に向けて歩み始めた時代であった。日本獣医師会では，AHT制度検討委員会を設置し，全国的視野で統一認定制度を設けて，その認定者を雇用することの検討を始め，地方獣医師会や関係団体から幅広く意見を求めた。しかし，AHT養成の質保証を図ることは，将来的には国の法的裏付けが望ましく，日本獣医師会が認定するのは時期尚早であるとの結論に至った。

その間，AHT養成機関として不備な施設が乱立していたことから，日本獣医師会では第46～50回（1991～1994年）通常総会において，AHT養成システム，資格認定の方法及び業務範囲等について検討が必要であることを報告し，取りまとめた。なお，1995年には，「日本動物看護学会」が設立された。

2001年（平成13年）～2006年（平成18年）は，動物看護師の健全育成と資格制度の創設に向けた要請を，日本獣医師会が政府に活発に行った時代であった。日本獣医師会の第58回総会（2001年）～第63回総会（2006年）において，動物看護師の認定制度の必要性，補助業務の範囲，動物看護師の健全育成，その雇用環境や養成環境の改善等について，取りまとめた結果を報告した。また，取りまとめた結果や動物看護師国家資格制度の創設等については，農林水産省及び自由民主党獣医師問題議員連盟に要請した。この時代，各地区の獣医師連合会からも日本獣医師会宛てに，動物看護師の国家資格制度の創設の要望が寄せられていた。

2006年（平成18年）に，つくば市で開催された日本獣医師会獣医学術学会年次大会及び日本獣医学会学術集会の連携大会で，動物看護師認定の現状と職域についてのシンポジウムが開催され，動物看護師国家資格制度の創設について獣医学術関連団体に理解を求めた。

2007年（平成19年）～2010年（平成22年）は，動物看護師の資格の全国統一に向けた活動の強化と動物看護職協会の設立に協力した時代であった。日本獣医師会は，2007年～2009年に，動物診療補助専門職及び動物看護師の資格の統一化，及び国家資格認定制度の創設に向けての案を取りまとめ，その取りまとめた結果を，農林水産省及び自由民主党獣医師問題議員連盟に要請した。一方，地区獣医師連合会等も，動物看護師国家認定制度の早期創設を，日本獣医師会に要望した。

また，日本獣医師会は，2008年にアメリカ合衆国において，2010年にはオーストラリアにおいて，獣医療補助者である動物看護師の獣医療行為の調査を行い，動物看護師の技術と知識の高位平準化に向けた調査結果を取りまとめた。

なお，2008年には，「全国動物保健看護系大学協会」

表1 愛玩動物看護師法の成立にいたる歩み

時 期	項 目
1970年(昭和45年)頃	・各種団体・組織等によるAnimal Health Technician(以下、AHT)養成機関が次々と設置された。
1975年(昭和50年)頃	・AHT養成の履修状況や教育制度の問題が指摘されるようになった。
1987年(昭和62年)	・日本獣医師会(以下、日獣)は、AHT制度検討委員会を設置し、全国的視野で日獣が統一認定制度(認定試験の実施を含む)を設け、認定者を雇用すること等について検討を始めた。
1989年(昭和64年・平成元年)	・日獣(小動物部会)は、AHT養成施設認定の基本的な考え方である「AHT養成学校認定システム(骨子案)」を取りまとめ、地方獣医師会及び日本小動物獣医師会から意見を求めた。
1990年(平成2年)	・日獣(小動物部会AHT制度検討委員会)は、「AHT養成学校認定システム(骨子案)」の意見から、「AHT養成の質保証を図ることは、将来的には国の法的裏付けが望ましく、日獣が認定するのは時期尚早である」との結論をまとめた。
1991年(平成3年)	・日獣は第46回総会で、AHTの需要及び制度、AHT養成学校認定システム等の検討状況を報告し、特に教育内容が不備なAHT養成学校や類似学校の乱立抑制の必要を挙げた。
1992年(平成4年)	・日獣は第47回総会で、AHT制度は基本的に日本小動物獣医師会での検討に委ね、必要に応じて日獣小動物部会において検討することを報告した。
1993年(平成5年)	・日獣は第48回総会で、獣医師補助者(AHT及びVeterinary Nurse)の導入について、養成システム、資格とその認定方法、業務範囲、処遇についての検討の必要性を報告した。
1994年(平成6年)3月	・日獣は第49回総会で、獣医師補助者の導入と現場の実情に沿った養成システム及び認定方法等について報告した。
1994年(平成6年)6月	・日獣は、定款改正に伴い1994年の総会を2回開催した。以降、日獣の総会は毎年6月に開催している。 ・日獣は第50回総会で、小動物部会において小動物診療体制を検討する際、AHT等の獣医療補助者の在り方を含めて検討する必要性を報告した。
1995年(平成7年)	・日本動物看護学会が設立した。
1997年(平成9年)	・日獣は第54回総会で、AHTに関する問題を引き続き検討することを報告した。
2001年(平成13年)	・日獣は第58回総会で、動物看護師の処遇問題及び獣医師との業務分担について、農水省の意向を踏まえ検討すべきであることを報告した。
2002年(平成14年)	・日獣は第59回総会で、小動物委員会としてAHT制度の在り方及び認定制度の必要性等を考慮し、AHTとその養成学校の現状を整理する必要があることを報告した。 ・日獣は、診療補助業務(AHT)等の獣医療における位置づけの明確化等の検討を担当する対策検討専門官の設置を農林水産省に要請した。
2003年(平成15年)	・日獣(小動物委員会)は、「動物医療における動物看護師の在り方」を取りまとめた。 ・日獣は第60回総会で、小動物診療施設における動物医療補助業(AHT)の定着と健全育成のため、補助業の範囲、動物医療での明確化、教育・研修体制、資格認定等の必要性を報告した。 ・日獣は、動物医療補助者の養成対策等の小動物医療対策を所掌する専門部署の設置を農林水産省に要請した。
2004年(平成16年)	・日獣は第61回総会で、質の高いAHTの供給体制を確保するために、「認定基準の統一、診療施設の雇用条件、労働福祉対策の整備、診療補助業務」等の小動物委員会からの提言を報告した。 ・中部地区獣医師会連合会は、「動物診療補助者の要件と行為の範囲の統一」を日獣に要望した。 ・日獣は、「動物医療補助者の健全育成と補助者制度の創設」を自由民主党獣医師問題議員連盟に要請した。
2005年(平成17年)	・日獣は、「動物医療補助業に対する資格制度の創設を含む法規制とその健全育成」を農林水産省に要請した。 ・日獣は、「動物医療補助者の健全育成と動物看護師国家資格制度の創設」を自由民主党獣医師問題議員連盟に要請した。 ・日獣は第62回総会で、「動物医療提供体制の整備促進について」の中で「動物医療補助業に対する資格制度の創設と法規制」を農林水産省に要請したことを報告した。 ・農林水産省は、設置した「小動物獣医療に関する検討会」で、「将来に向けて獣医師会等が中心となり、獣医療補助者の教育と資格認定基準の平準化に着手すべきである。」ことを提示した。 ・中部地区獣医師会連合会は、「動物看護師の国家資格制度創設」を日獣に要望した。 ・中国地区獣医師会連合会は、「動物看護師制度確立」を日獣に要望した。
2006年(平成18年)	・日獣(小動物臨床部会)は、「動物診療補助専門職の現状と課題に対する対応」を検討し、「動物医療補助専門職資格の制度化に向けて」を取りまとめた。 ・日獣学術学会年次大会・日本獣医学会学術集会の連携大会(つくば)で、シンポジウム「動物看護師(士)認定の現状と今後の職域」を開催した。 ・日獣は第63回総会で、「動物医療補助者制度の在り方」を取り上げたことを報告した。 ・中部地区獣医師会連合会は、「動物看護師の国家資格制度の創設」を日獣に要望した。

表1 愛玩動物看護師法の成立にいたる歩み（つづき）

時 期	項 目
2007年（平成19年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日獣は、「動物医療補助専門職等のパラメディカル専門職についての資格（免許）制度導入の検討」を農林水産省に要請した。</li> <li>・日獣は、「動物診療補助専門職資格の制度化の推進」を自由民主党獣医師問題議員連盟に要請した。</li> <li>・日獣は、第64回総会で、動物医療補助者の資格の全国統一化を目指すことを目的に、小動物臨床部会に動物診療補助専門職検討委員会を設置したことを報告した。</li> <li>・北海道獣医師会は、「動物看護師の公的認定」を日獣に要望した。</li> <li>・中部地区獣医師会連合会は、「動物看護師の国家資格認定制度の早期創設」を日獣に要望した。</li> <li>・近畿地区獣医師会連合会は、「適正な動物医療提供体制の整備に関する動物看護師の国家認定制度の導入」を日獣に要望した。</li> </ul>
2008年（平成20年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日獣は、学術学会年次大会（香川）で、動物看護職全国協会設立準備委員会が発足したことを報告した。</li> <li>・日獣は、第65回総会で、小動物臨床部会において海外（アメリカ）の獣医療補助者の獣医療行為の調査を行ったことを報告した。</li> <li>・日獣は、日本動物看護職協会設立発起人会の要請を受けて、日本動物看護職協会設立の趣旨「動物看護職の全国組織化に向けて」を地方会に要請した。</li> <li>・日獣は、「動物医療におけるチーム医療体制の整備」の中で、「動物診療に係るパラメディカル専門職資格制度の創設と動物看護技術の高位平準化・職域環境の整備」を、自由民主党獣医師問題議員連盟に要請した。</li> <li>・全国動物保健看護系大学協会が設立した。</li> </ul>
2009年（平成21年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日獣は、「チーム獣医療提供体制におけるパラメディカル動物医療・看護専門職の国家資格としての制度化」を、農林水産省に要請した。</li> <li>・日獣は第66回総会で、「動物医療におけるパラメディカル専門職（動物看護専門職）資格制度の創設」を報告し、また、小動物臨床部会（動物診療補助専門職検討委員会）は、「動物看護職の全国組織の設立」の支援を要請した。</li> <li>・日獣は学術学会年次大会（岩手）で、日本動物看護職協会設立発起人総会を開催したことを報告した。</li> <li>・日本動物看護職協会が設立した。</li> </ul>
2010年（平成22年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日獣は第67回総会で、「獣医療補助者の獣医療行為の実体調査」をオーストラリアで実施したこと、また獣医療政策に関する要請事項に、「動物看護職の技術・知識の高位平準化を図り、動物診療パラメディカル看護専門職の国家資格制度化に向けた法整備を促進」を挙げたことを報告した。</li> <li>・農林水産省が公表した2020年を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に、動物看護職の地位と身分の確立、動物看護職に必要な知識・技術の高位平準化の必要性が明記された。</li> <li>・農林水産省は、2010年に宮崎県で発生した口蹄疫の対策検証委員会報告書に、「獣医師以外の獣医療従事者の資格（動物看護師等）の制度化など、国家防疫の観点から産業動物に関する獣医療体制を強化すべきである。」ことを明記した。</li> </ul>
2011年（平成23年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日獣は第68回総会で、小動物委員会動物看護職制度在り方検討委員会が取りまとめた全国統一の試験実施と資格認定の統一を担う「動物看護師統一認定機構（仮称）」の設立を採択した。</li> <li>・日獣は、「チーム獣医療提供体制の整備充実、動物看護職の技術・知識の高位平準化と獣医療従事専門職（獣医療技術士）の公的資格化に向けた法整備等の推進」を、関係省庁、自由民主党及び公明党に要請した。</li> <li>・動物看護師統一認定機構が設立した。</li> <li>・全国動物教育協会が設立した。</li> <li>・農林水産省は、家畜伝染病予防法の一部改正に関する付帯決議で、「国家防疫の観点から、産業動物の獣医療体制を実効あるものにするため獣医師以外の獣医療従事者の資格（動物看護師等）の制度化の検討」を盛り込んだ。</li> </ul>
2012年（平成24年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日獣は第69回総会で、「チーム獣医療提供体制の整備・充実に向けて」を、また「獣医療従事専門職の公的資格の制度化に向けた法整備（国家試験）」を取り上げたことを報告した。</li> </ul>
2013年（平成25年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回動物看護師統一認定試験が実施された。</li> <li>・日獣は第70回総会で、獣医療提供の質の確保として、動物看護師の高位平準化を図り、公的資格化の期待が高まりつつあることを要請書「獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関する要請」に明記し、自由民主党及び公明党に要請したことを報告した。</li> </ul>
2014年（平成26年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日獣は第71回総会で、「チーム獣医療体制整備の推進に関する要請」の中で、「獣医師の補助職として就業する動物看護師の技術・知識の高位平準化対策とその公的資格制度に向けて法整備を図りたい。」を、自由民主党及び公明党獣医師問題議員懇話会に要請したことを報告した。</li> </ul>
2015年（平成27年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日獣は第72回総会で、「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に係る要請」の中で、「獣医療提供の質の確保としてチーム獣医療提供体制を整備する上で、動物看護師の技術・知識の高位平準化対策とその公的資格制度化に向けて法整備を図りたい。」を、公明党獣医師問題議員懇話会に要請したことを報告した。</li> </ul>

表1 愛玩動物看護師法の成立にいたる歩み（つづき）

時 期	項 目
2016年（平成28年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物看護師統一認定機構は、法人化により一般財団法人 動物看護師統一認定機構となった。</li> <li>日獣は第73回総会で、「獣医師の補助職として就業する動物看護師の技術・知識の高位平準化対策と公的資格制度化に向けての法整備等を図りたい。」を、農林水産省に要請したことを報告した。</li> <li>日獣の小動物臨床部会は、第73回総会において、「チーム獣医療提供体制推進における獣医師と認定動物看護師の役割」について検討したことを報告した。</li> </ul>
2017年（平成29年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>日獣は第74回総会で、「チーム獣医療提供体制の整備・充実を図る上で、動物看護師の公的資格化に向けて法整備等を図ること。」を、公明党獣医師問題議員懇話会に要請したことを報告した。</li> <li>日獣の小動物臨床部会は、第74回総会において、「適正な獣医療提供のための動物看護師の役割等に関する意見交換会」を開催したこと、更に意見交換会を発展させて「動物看護師地位向上推進協議会」を設置したいことを報告した。</li> </ul>
2018年（平成30年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>日獣は第75回総会で、「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」を、自由民主党獣医師問題議員連盟、公明党獣医師問題議員懇話会、環境大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、財務大臣に要請したこと、この要請の中で「動物看護師の国家資格化に向けての法整備を行うこと。」を挙げたことを報告した。</li> </ul>
2019年 （平成31年・令和元年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>日獣は第76回総会で、「動物看護師の国家資格化に向けた法整備を行うこと」を、公明党獣医師問題議員懇話会に要請したことを報告した。</li> <li>日獣の小動物臨床部会は、第76回総会で、愛玩動物看護師法（仮称）の制定に向けて、国家資格化された場合の愛玩動物看護師が行える獣医療行為の具体的範囲を検討したことを報告した。</li> <li>超党派の「愛玩動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す超党派議員連盟」による関係機関のヒアリングが実施された。</li> <li>愛玩動物看護師法が第198回国会で成立し、6月28日に公布された。</li> <li>公明党獣医師問題議員懇話会が、「公明党獣医師・動物看護師議員懇話会」に10月31日付で名称変更された。</li> <li>愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令が、11月29日に公布され、12月1日に施行された。</li> <li>日獣は、「愛玩動物看護師法の円滑な運用により、高度なチーム獣医療提供体制の構築の支援」を、12月4日付で農林水産省に要請した。</li> </ul>

※愛玩動物看護師法の成立に至る主な経緯は、日本獣医師会通常総会資料及び日本獣医師会雑誌における会議報告記事等に基づいて、著者が取りまとめた。

が設立され、また日本獣医師会は、2008年から動物看護職の全国組織となる「日本動物看護職協会」の設立に協力し、同協会は2009年に発足した。

2011年（平成23年）～2015年（平成27年）は、全国統一の試験実施と資格認定を扱う動物看護師統一認定機構の設立と、動物看護師の公的資格に向けた活動を強化した時代であった。日本獣医師会は、第68回総会（2011年）で「動物看護師統一認定機構」の設立を採択した。この機構は、同年（平成23年）9月に全国統一試験と資格認定の統一実施を担う機関として設立した。

その構成メンバーは、動物看護師資格認定団体である公益社団法人日本動物病院協会、一般社団法人日本小動物獣医師会、特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会、日本動物看護学会、全日本獣医師協同組合、また動物看護師養成機関である全国動物保健看護系大学協会、一般社団法人全国動物教育協会、さらに一般社団法人日本動物看護職協会、公益社団法人日本獣医学会、公益社団法人日本獣医師会であった。なお、「全国動物教育協会」は同年に設立された。

この時期、日本獣医師会は、動物看護師の愛玩動物看護師としての公的資格化に向けての法整備を、関係省庁、自由民主党及び公明党に要請した。特に2013年（平成25年）～2015年（平成27年）に、日本獣医師会は

動物看護師の技術と知識の高位平準化と公的資格制度に向けての法整備を、自由民主党及び公明党獣医師問題議員懇話会に要請した。

2016年（平成28年）～2019年（令和元年）は、日本獣医師会が関係機関と愛玩動物看護師法の成立に積極的に協力した時代であった。2016年に、動物看護師統一認定機構は法人化により、「一般財団法人 動物看護師統一認定機構」となった。

また、日本獣医師会は、2016年（平成28年）の第73回総会～2019年（令和元年）の第76回総会で、動物看護師の国家資格化に向けた法整備を推進することを報告した。この法整備に関し、日本獣医師会は、農林水産省、環境省、厚生労働省、文科省、財務省に、また自由民主党獣医師問題議員連盟及び公明党獣医師問題議員懇話会に繰り返し要請を行った。

さらに日本獣医師会は、動物看護師の役割等に関する意見交換会を発展させた「動物看護師地位向上推進協議会」の設置に協力し、法整備を推進した。これらの活動によって、2019年（令和元年）に超党派による「愛玩動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す超党派議員連盟」によるヒアリングが実施され、法整備の中心的役割を果たした。

2019年（令和元年）6月に、第198回国会で「愛玩

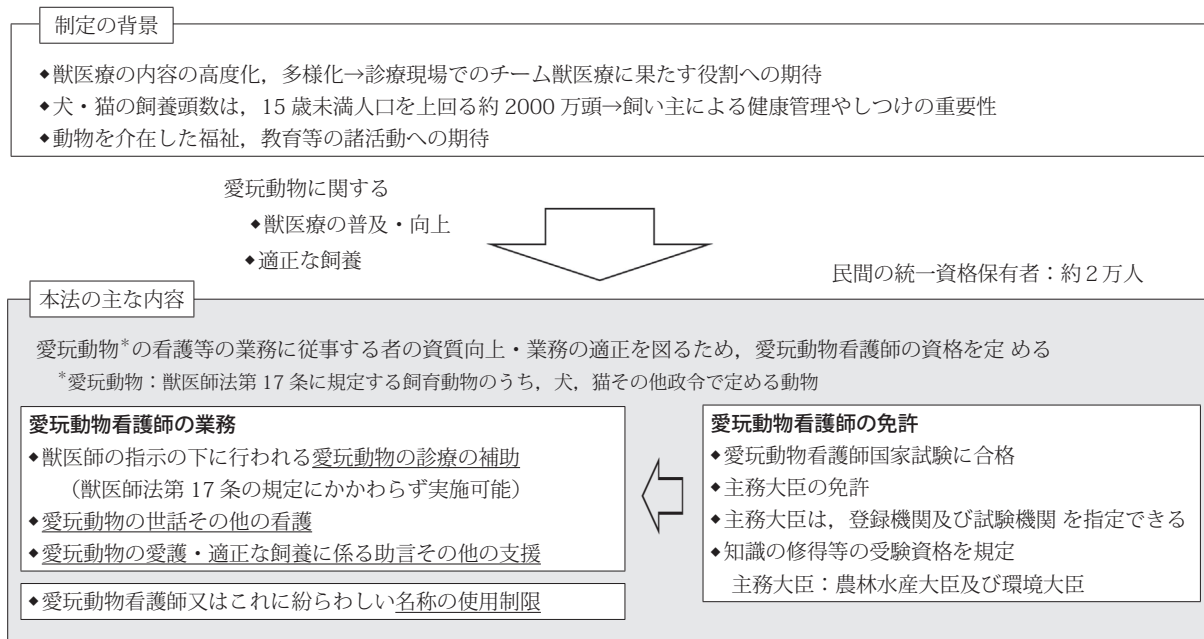


図1 愛玩動物看護師法の概要  
農林水産省ホームページ及び環境省ホームページより引用

動物看護師法」が成立し、6月28日に公布された。

### 3 愛玩動物看護師法の要点と解説

愛玩動物看護師法は、令和元年6月28日付の官報に掲載され[4]、また、同法及びその関連資料は、農林水産省ホームページ[5]及び環境省ホームページ[6]に公表されており、また同法の概要は図1に示した。さらに同法に関する解説は、藤本理恵氏(2019)や渋谷寛氏(2019)によってなされている[7, 8]。

しかし、愛玩動物看護師法の所管は、農林水産省及び環境省であり、共同管理法(共管法)であるため関連する事項も多いと思われ、また愛玩動物看護師法を獣医療の立場や動物看護の職域を整備発展させる立場からの解説は一層必要である。そこで、本稿ではこれらの点を重視して、著者の経験に基づいて同法の要点を解説する。

#### (1) 本法の目的と定義について

##### 第1条(目的)

この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

##### 第2条(定義)

この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師

の名称を用いて、診療の補助(愛玩動物に対する診療の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。)及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

注1：獣医師法第17条(飼育動物診療業務の制限)は、「獣医師でなければ、飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。)の診療を業務としてはならない。」と規定されている。無免許で診療を業務とした場合は、無免許獣医業罪が適用される。獣医師以外の者が、診療行為を業務とした場合は、指示を行った獣医師も共同正犯又は幫助犯になる[9]。

なお、愛玩動物看護師の業務については、本法第40条で規定されているので、具体的な説明はそこで記述する。

注2：獣医師法施行令第2条(飼育動物の種類)では、法第17条の政令で定める飼育動物は、オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種が規定されている。愛玩動物看護師法第2条の「愛玩動物」は、「犬、猫及びその他の動物」となっているが、動物病院に来院する症例等を考慮すると、犬、猫の他、愛玩用の小鳥、ウサギ、フェレット等を含むことが政令で規定されても不思議ではない。

なお、農林水産省及び環境省のホームページに掲載

されている本法に関する Q&A には、この条項は動物種を定めたものであり、飼育目的は問われないとなっている。したがって、愛玩目的であっても豚及び馬は含まれないが、愛玩目的でない犬、例えば盲導犬、探知犬等の使役犬は愛玩動物に含まれると記述されている。

注3：家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号、改正平成19年11月12日環境省告示第104号）では、第2の定義として以下が挙げられている。

- (1) 動物：哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等：愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のために飼養及び保管されている動物をいう。

注4：動物の愛護及び管理に関する法律（平成29年6月2日公布、平成30年6月1日施行）の第44条（罰則）の第4項には、前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 2 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

## (2) 免許について

### 第3条（免許）

愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならない。

### 第4条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

### 第5条（愛玩動物看護師名簿）

農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

### 第6条（登録及び免許証の交付）

免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによって行う。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証を交付する。

注5：免許証は愛玩動物看護師名簿に登録されることによって交付されるので、愛玩動物看護師国家試験に合格しても、愛玩動物看護師名簿に登録されなければ、

愛玩動物看護師ではなく、その資格で働くことはできない。

### 第8条（愛玩動物看護師名簿の訂正）

愛玩動物看護師は、愛玩動物看護師名簿に登録された免許に関する事項に変更があったときは、30日以内に、当該事項の変更を農林水産大臣及び環境大臣に申請しなければならない。

### 第9条（免許の取消し等）

愛玩動物看護師が第4条各号のいずれかに該当するに至ったときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第6条の規定を準用する。

### 第12条（指定登録機関の指定）

農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

注6：以下、省略。

## (3) 試験について

### 第29条（試験）

試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行う。

### 第30条（試験の実施）

試験は、毎年1回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。

### 第31条（受験資格）

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者
- 二 農林水産省令及び環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者
- 三 外国の第2条第2項に規定する業務に関する学校

若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が前2号に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認定したもの

#### 第32条（試験の無効等）

農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。

#### 第33条（受験手数料）

試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

- 2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

#### 第34条（指定試験機関の指定）

農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

注7：2019年（令和元年）10月17日に、「愛玩動物看護師法の一部施行に伴う指定機関に関する省令案の概要に対する意見募集（パブリックコメント）」が行われた[10]。次いで、同年11月29日にその「愛玩動物看護師法に基づく指定機関に関する省令」が公布され、同年12月1日に施行された[11]。これにより、農林水産省及び環境省では、愛玩動物看護師国家試験の実施に関する事務を行うための指定試験機関を募集した[12]。

一般財団法人動物看護師統一認定機構は、指定試験機関の指定の申請を主務省に行い、その結果、主務省の農林水産大臣及び環境大臣から2020年（令和2年）2月27日付で、愛玩動物看護師国家試験の実施機関に指定され、同年2月28日付の官報で公示された[13]。

#### 第35条（指定試験機関の愛玩動物看護師試験委員）

指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を愛玩動物看護師試験委員に行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

- 3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、農林水産大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

#### 第36条

試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

#### 第37条（受験の停止等）

指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があったときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

注8：以下、省略

#### (4) 愛玩動物看護師の業務について

##### 第40条（業務）

愛玩動物看護師は、獣医師法第17条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

- 2 前項の規定は、第9条第1項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

注9：愛玩動物看護師の業務は、本法第40条に示すように、獣医師の指示の下で行う診療の補助、それに加えて愛玩動物看護師以外の病院従事者も実施できる動物の愛護や飼育に関する業務、入院動物の世話、受付や院内管理等にも及ぶ。しかし、診療の補助は、愛玩動物看護師の資格を有する者だけが行うことができる業務とされている（図2）。本法では愛玩動物看護師に、業務独占と名称独占が与えられている。

注10：ここで記述されている診療の補助は、獣医師の指示の下で、衛生上の危害を生じる恐れが少ないと認められる行為であり、2010年（平成22年）6月30日付22消安第1514号による農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、全国の獣医系大学学部長宛てに通知された「獣医学生の実習における獣医師法第17条の適用について」の中の「水準1の診察・検査・投与・診療等の補助」が参考となると思われる[14]。

その通知の中で、基本的な考え方として、臨床実習における獣医学生の実習行為については、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師の診療行為と同程度の安全性が確保される限度であれば、基本的に違法性はないと解することができると思われる。

また、獣医学生が獣医師法第17条の規定に抵触し、



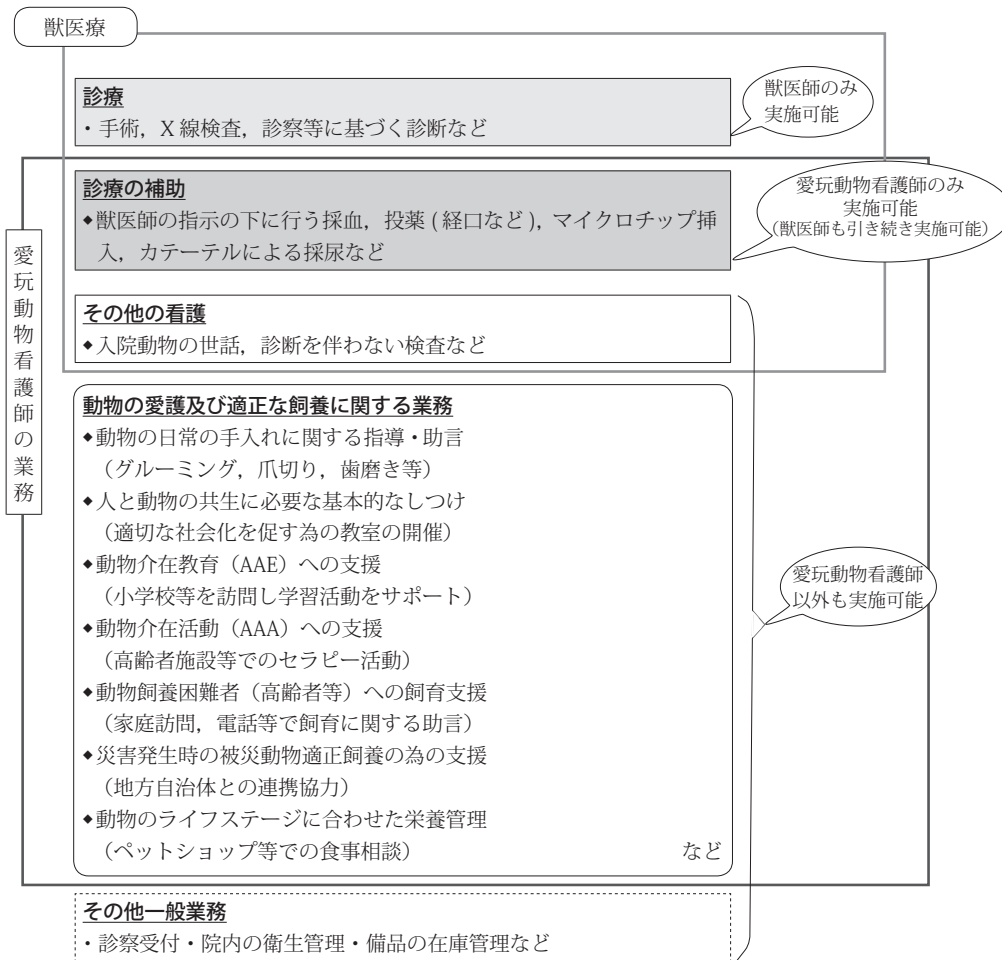


図2 愛玩動物看護師の業務範囲の考え方(イメージ)  
農林水産省ホームページ及び環境省ホームページより引用

無免許獣医業罪が適用されない条件として、①動物に与える危害や損傷の程度としての侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、②一定の条件を満たす指導教員によるきめ細かな指導・監督・監視の下に行われること、③臨床実習を行わせるに当たって事前に獣医学生の評価を行うこと、④飼育動物の所有者の同意を得て実施することとすれば、社会通念からみて相当であり、獣医学生が診療行為を行っても、獣医師が行う場合と同程度の安全性を確保することができ、獣医師法上の違法性はないとしている[14]。

したがって、愛玩動物看護師国家試験に合格した愛玩動物看護師が、上記と同様に獣医師との綿密な連携を図り、獣医師のきめ細かな指導・監督・監視の下で、診療の補助を行うことに違法性は生じないと考えられる。

注11: 参考文献14で示した「獣医学生の臨床実習における獣医師法第17条の適用について」の農林水産省の通知は、2010年(平成22年)6月30日付農林水産省獣医事審議会計画部会による報告書「獣医学教育における獣医学生の臨床実習の条件整備に関する報告書」に基づいている。その報告書の中で、臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の範囲は、その

診療行為によって予測される飼育動物への侵襲性の程度を目安としつつ、教育的観点を考慮した上で、一定の条件下で、3つの水準に区別している[15](表2)。

水準1は、「指導教員の指導・監督の下に実施が許容されるもの」で、予測される飼育動物への侵襲性が相対的に低い診療行為については、飼育動物の安全の確保が比較的容易であることから、所有者の同意を得て、指導教員の指導・監督(必要に応じて技術介助を行う)の下で、獣医学生が実施できる。

水準2は、「指導教員の指導・監視の下で実施が許容されるもの」で、予測される飼育動物への侵襲性が相対的に中程度の診療行為については、適切に実施されれば飼育動物の安全の確保が可能であることから、所有者の同意を得て、指導教員の指導・監視(獣医学生に必ず指導者が同伴し、必要に応じて獣医学生の診療行為を中止することを指示する)の下で、獣医学生が実施できる。

水準3は、「原則として指導教員の実施の見学にとどめるもの」で、予測される飼育動物への侵襲性が相対的に高い診療行為については、獣医学生の関与による飼育動物の安全確保は困難であることから、原則として獣医学生は実施できない[15](表2)。

表2 臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の例示

水準1	水準2	水準3	水準1	水準2	水準3	
<b>1. 診察</b>			<b>3. 治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>問診, 全身の視診, 触診, 打診, 聴診</li> <li>生体への影響がないかほとんどないと考えられる簡単な補助器具(体温計, 反射鏡, 聴診器, 打聴器, 開口器, 耳鏡, 検眼鏡, 腔鏡など)を用いる全身の診察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診察のために必要な鎮静・麻酔等(補助)</li> </ul>	左記以外のもの	<b>(看護的処置)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>体位交換, おむつ, 液体吸収シート等交換, 運動・散歩</li> </ul>			
<b>2. 検査</b>			<b>(処置)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>皮膚消毒, 包帯交換</li> <li>外用薬塗布・貼付</li> <li>浣腸</li> <li>キブス巻</li> <li>耳の洗浄</li> <li>乳房内注入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>創傷処置</li> <li>除角</li> <li>歯石除去</li> <li>胃カテーテル挿入(経口・経鼻)</li> </ul>		
<b>(生理学的検査)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>心電図, 心音図, 新機図</li> <li>脳波</li> <li>聴力, 平衡, 視力</li> <li>歩様, 関節可動域検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筋電図</li> </ul>	左記以外のもの	<b>(投与)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経口, 皮内, 皮下, 筋肉内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>静脈注射</li> </ul>	左記以外のもの	
<b>(消化管検査)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>直腸鏡</li> <li>直腸検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃カテーテル</li> <li>内視鏡検査</li> </ul>		<b>(外科的処置)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>抜糸・止血</li> <li>手術助手</li> <li>麻酔モニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全身・局所麻酔(補助)</li> <li>膿瘍切開, 排膿, ドレイン処置</li> <li>縫合</li> <li>抜歯(手術を要するものを除く)</li> </ul>		
<b>(画像診断)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>超音波検査</li> <li>単純エックス線撮影(補助)</li> <li>CT(補助)</li> <li>MRI(補助)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透視</li> <li>造影剤(RIを除く)を用いた検査(補助)</li> </ul>		<b>(その他)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>分娩介助(補助)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蹄病治療のための削蹄</li> </ul>		
<b>(検体採取)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>血液(毛細血管, 静脈(末梢))</li> <li>尿(圧迫排尿, カテーテル導尿(難易度の高いものは除く))</li> <li>第一胃液</li> <li>分泌液, 排液, 鼻汁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動脈血(末梢)</li> </ul>		<b>4. 救急</b>			
<b>(搔爬・穿刺・生検)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>皮膚, 腫瘍表面の搔爬</li> <li>針吸引(膿胞・膿瘍等(体表))</li> <li>頸管粘液・腔内容の採取・検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸腔, 腹腔</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>バイタルチェック</li> <li>気道確保(気管内挿管, 気管切開を除く), 人工呼吸, 酸素投与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気管内挿管</li> <li>心マッサージ</li> <li>電氣的除細動</li> </ul>		左記以外のもの
<b>(特殊検査)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>繁殖学的検査: 直腸検査(大動物)</li> <li>各診療科における非侵襲性検査: ウッド灯を用いる検査等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠診断鑑定(補助)</li> <li>頸管に拡張棒などの器具の挿入を伴う検査</li> </ul>		<b>5. その他</b>			
<b>(その他)</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>カルテ記載の補助</li> <li>保健衛生指導(一般的内容のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カルテ記載(指導獣医師の確認とサイン)</li> <li>飼育動物の所有者等への病状説明</li> </ul>	左記以外のもの		
※2010年(平成22年)6月30日農林水産獣医事審議会計画部会「獣医学教育における獣医学生の臨床実習の条件整備に関する報告書」より引用。						

このように獣医学生の臨床実習実施の条件を、愛玩動物看護師の業務に置き換え、指導教員を獣医師、獣医学生を愛玩動物看護師に置き換えると、「診療の補助」の範囲は想定できる。また、診療の補助は、動物病院の診療体制、愛玩動物看護師の知識や能力、診療対象の飼育動物の状況等により異なり、動物病院で個別に判断すべきである。今後、主務省に設置された愛玩動物看護師カリキュラム等検討会で協議されるが、一般に愛玩動物看護師の業務は、獣医学生の臨床実習の水準1が参考になる。

#### 第41条(獣医師との連携)

愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との綿密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。

注12: 動物の診療は、獣医師だけができる行為であるが、前述した通り愛玩動物看護師法は、診療の一部を獣医師の指示の下で愛玩動物看護師が行うことができ、獣医療チーム体制の確立が期待される。

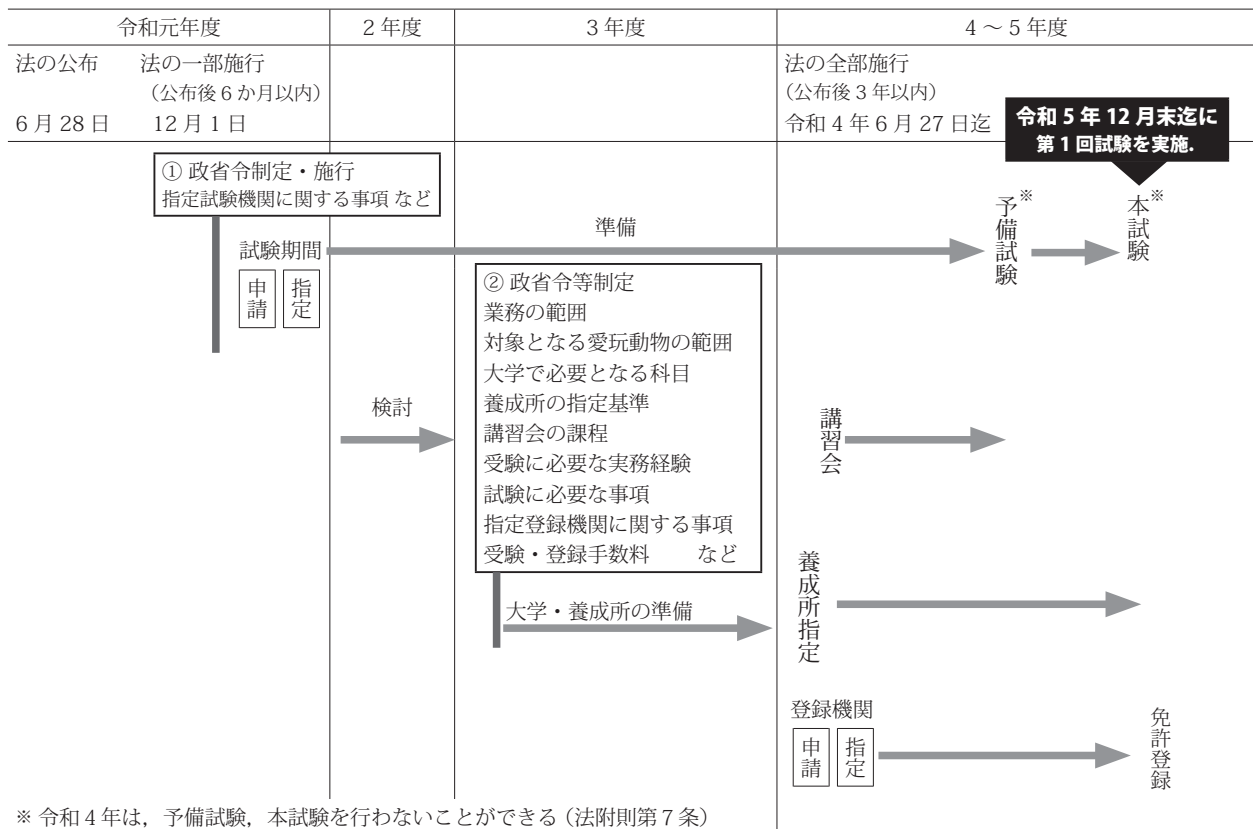


図3 愛玩動物看護師法 施行スケジュール(想定) 令和2年2月27日時点  
農林水産省ホームページ及び環境省ホームページより引用

#### 第42条(名称の使用制限)

愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

二 第42条の規定に違反して、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用した者。

注13: 愛玩動物看護師には名称独占が認められているので、愛玩動物看護師以外の者は類似の名称も使用することができない。現在、類似の職種において用いられている名称は全て再検討の必要がある。

#### (6) 附則について

愛玩動物看護師法に基づく新制度を直ちに実施すると、獣医療現場、動物看護師、養成機関等が混乱するので、附則を設けて経過措置や救済措置を規定している。期限が定められている附則であるが、極めて重要である。

#### 第43条(経過措置)

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

#### 附則第1条(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第34条から第36条まで、第38条及び第39条の規定並びに第44条、第45及び第47条の規定並びに附則第4条、第5条、第9条及び第10条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

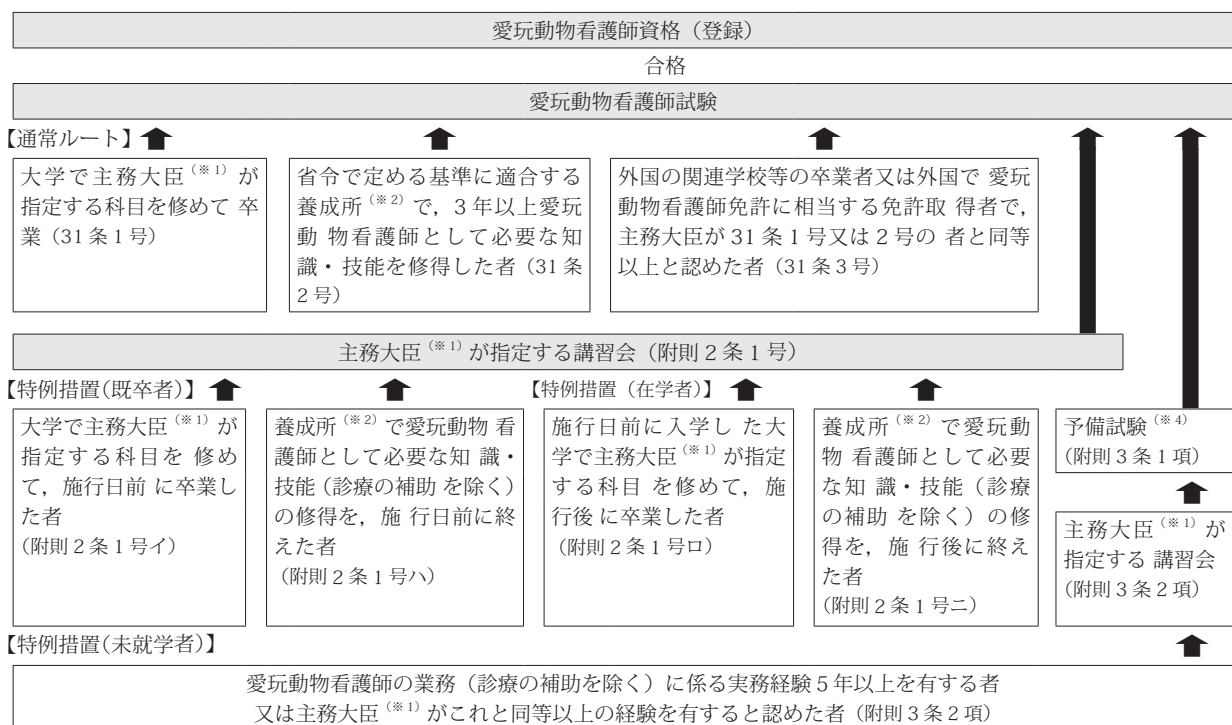
#### (5) 第44条～第48条(罰則)

##### 第48条

次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 第9条第1項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、愛玩動物看護師の名称を使用したもの

注14: 本法は、2019年(令和元年)6月28日に公布されたので、3年間の猶予期間があり、2022年(令和4年)6月27日までに施行されることになる(図3)。



※1 農林水産大臣及び環境大臣

※2 都道府県知事が指定

※3 施行日から5年を経過する日までに修了

※4 施行日から5年を経過する日まで、毎年1回以上実施

図4 愛玩動物看護師の受験資格について  
農林水産省ホームページ及び環境省ホームページより引用

## 附則第2条（受験資格の特例）

次の各号に該当する者は、法第31条の規定に関わらず、試験を受験することができる。

- 一 次のいずれかに該当する者であって、この法律の施行の日から5年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもの
  - イ 施行日前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めたもの
  - ロ 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学した者であって、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて施行日以後に卒業したもの
  - ハ 第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、施行日前に当該知識及び技能の修得を終えた者
  - ニ 第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行日以後に終えた者

## 二 愛玩動物看護師国家試験予備試験に合格した者

注15：受験資格には経過措置が設けられていて、法律の施行時に大学や専門学校等に在籍し、指定科目を修めた学生や、大学や専門学校等で指定科目を修めて卒業し、既に動物病院に勤務している動物看護師は、経過措置によって受験資格が5年間存在する（図4）。

また、大学や専修学校を卒業していなくても、動物看護師の実務経験が5年以上の者は、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会を受けた後、予備試験を受験し合格すれば、国家試験を受験できる。この特例措置は施行から5年以内に限られる。

## 附則第3条（予備試験）

農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が第31条第1号に掲げる者と同等の知識及び技能を有するか否かを判定することを目的として、施行日から5年を経過する日までの間、毎年1回以上、予備試験を行う。

- 2 予備試験は、第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受

けることが出来ない。

3 第32条及び第33条の規定は、予備試験について準用する。

#### 附則第4条

農林水産大臣及び環境大臣は、前条第1項の規定により予備試験を行う場合において、第34条第1項の規定により指定試験機関の指定をするときは、当該指定試験機関に、予備試験の実施に関する事務を行わせるものとする。

注16：附則第5条、省略。

#### 附則第6条（名称の使用制限に関する経過措置）

この法律の施行の際現に愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第42条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

注17：愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師やこれに紛らわしい名称を用いることはできない。なお、本法の施行6カ月間は猶予期間である。すなわち、本法が令和4年6月頃に施行されるとすると、6カ月後の同年12月まで名称使用制限の規制はないが、その後は名称に使用制限がなされる。

#### 附則第7条（試験及び予備試験の実施に関する特例）

第30条及び附則第3条第1項の規定にかかわらず、施行日の属する年においては、試験及び予備試験を行わないことができる。

注19：年の途中から本法律を施行すると、その年は短期間となり、混乱が生じる危険性があるので、これを避けるために、その年の試験実施は見送ることができる。例えば、2022年（令和4年）に施行されたとすると、国家試験及び予備試験は2023年（令和5年）から実施することもありうる。

## 参 考 文 献

[1] 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課：飼育動物診療施設の開設届出状況（診療施設数）及び就業獣医師数別の施設の状況（平成31年3月8日公表）、農林水産省HP（2019）、（オンライン）、(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/animal/attach/pdf/index-3.pdf>)、（参照2020-01-14）

- [2] 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課：獣医師法第22条に基づく届出概況表（令和元年11月25日公表）、農林水産省HP（2019）、（オンライン）、(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyui/attach/pdf/index-2.pdf>)、（参照2020-01-14）
- [3] 動物看護師統一認定機構：認定動物看護師の登録・管理（認定動物看護師登録者総数：2020年8月1日現在）、動物看護師統一認定機構HP（2020）、（オンライン）、(<https://www.ccrvn.jp/katudou.html>)、（参照2020-08-03）
- [4] 内閣府：法律第50号 愛玩動物看護師法、官報号外第51号（令和元年6月28日）、14-18（2019）
- [5] 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課：愛玩動物看護師（法の概要、法律等、受験資格、Q&A（令和元年11月29日））、農林水産省HP（2019）、（オンライン）、([https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu\\_kango/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/index.html))、（参照2020-01-07）
- [6] 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室：愛玩動物看護師法（法律の概要、Q&A）、環境省HP（2019）、（オンライン）、([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu\\_aigo/kangoshi/index.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu_aigo/kangoshi/index.html))、（参照2020-01-16）
- [7] 藤本理恵：獣医療の向上を目指した愛玩動物看護師法の国家資格化、立法と調査、419、43-54（2019）
- [8] 渋谷 寛：愛玩動物看護師法、動物看護専門誌 as（アズ）、31、11-24（2019）
- [9] 日本獣医師会：「獣医師法第17条に定める飼育動物の診療について（照会）」への回答について、日獣会誌、72、261-262（2019）
- [10] 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室：愛玩動物看護師法の一部施行に伴う指定試験機関に関する省令案の概要に対する意見募集（パブリックコメント）について（令和元年10月17日）、報道発表資料、環境省HP（2019）、（オンライン）、(<https://www.env.go.jp/press/107323-print.html>)、（参照2019-12-27）
- [11] 内閣府：愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令、官報号外第171号（2019年11月29日）、37-39（2019）
- [12] 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室：愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関の募集について（令和元年11月29日）、報道発表資料、環境省HP（2019）、（オンライン）、(<http://www.env.go.jp/press/107470.html>)、（参照2019-12-27）
- [13] 内閣府：農林水産省・環境省告示第1号、愛玩動物看護師法第34条第1項の規定に基づく指定試験機関の指定、官報第199号（令和2年2月28日）、5（2020）
- [14] 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長：獣医学生の実習における獣医師法第17条の適用について、平成22年6月30日付け22消安第1514号（通知）（2010）
- [15] 農林水産省獣医事審議会計画部会：獣医学教育における獣医学生の実習の条件整備に関する報告書（平成22年6月30日）、1-4（2010）

（次号へつづく）